

奈良県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

（その他の政治団体）

政治団体の 名称	代表者氏名	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
奈良県行政書 士政治連盟	遠山健太郎	代表者	遠山健太郎	末廣元孝	令和元年六月 一日